

第 9 次建設雇用改善計画について

27. 9. 8

(一社) 建設産業専門団体連合会

建設産業の魅力を発信、建設労働者の雇用改善に向けた取組について

○国が、建設産業に期待しているものを明示

我が国土の位置付け（環太平洋造山帯）、台風等自然災害多発、急峻な国土（平地三割）、人口減少、少子高齢化、国民生活の安全・安心を図る、劣化資産等に対する建設産業の役割について

建設産業の特殊性

・単品受注産業

需要者が特定できず、経営が不安定、併せて複雑な下請制度

・移動生産

機械や労働力の能率的な使用が難しい

・屋外生産

気象天候の影響、台風等大きな被害受けることが多い

・総合産業

他の各種産業と密接に結びついており、国民経済にも大きな影響を与えるが、他の種々の産業から影響を受けやすく、注文者の意思に強く制約され、また、請負契約等に様々な不合理な問題を生じさせる

このような産業構造における建設労働者の雇用形態、改善に向けた取組を行うことが必要。過去にも様々な取組みが行われて来たが、改善していない理由は何かの検証も必要。

○具体的な取組

I. 就労履歴管理システム構築

第 8 次雇用改善計画において、民間における雇用改善に向けた取組として事例紹介にとどめているが、国土交通省において、平成 27 年度、技能労働者の処遇改善の取組み「技能に見合った処遇が受けられる環境づくり」として、業界、関係団体あげて取り組むことが検討されており、共同で積極的に関与すべきものとする。（予算、組織体制等）

II. 若年者の入職促進に向けた取組

第 8 次雇用改善計画において、公共職業能力開発施設等を地域の職業能力開発のための総合センターとして活用し、職業訓練指導員の派遣、施設使用の便宜、共同訓練の実施を促進するとしているが、富士教育訓練センター等とも連携を図りながら、（一財）建設業振興基金の「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」において、地域連携ネットワーク構築・アドバイザー構築等取組みも

なされており、連携を図りながら積極的に取組んでいただきたい。

さらに、小学校・中学校・高等学校生等の現場見学会、職場体験、インターンシップ、実践的な技術研修などのキャリア教育や、進路指導、職業指導等に取り組んでいる企業支援を併せてお願いしたい。

また、国土交通省との連携を図り、登録基幹技能者の現場配置義務化と処遇改善に向けた取組と具体的な支援策についても検討いただきたい。

Ⅲ. 建設業務労働者就業機会確保事業

建設技能労働者の社会保険加入促進・正社員化の促進のため、事業実施団体への新たな債務保証制度を検討するなど建設業振興基金との連携を踏まえた財産的要件の緩和や、認定・許可等の簡素化等運用の見直しについて検討していただきたい。

Ⅳ. その他会員団体意見

1. 仕事量の繁閑差が大きく平準化図れないか。
2. 作業員の労務単価が上がっていない。
3. 建設労働者確保育成助成金について。

申請書類都道府県によって違うので統一してもらいたい。また、計画届の期間延長を

4. 高齢者による技能継承

65歳・70歳を超えた者を指導員として技能継承するための賃金保障（助成）する制度がなく、熟練指導員に対する処遇改善。

適切な技能継承制度確立と、例えば、全ての現場作業所、工種毎に指導員配置。

5. 労働条件（労働時間短縮）

第8次「土日連続全休制」、何らかの強制的な措置がなければ普及は難しい。

労働時間の短縮が進まなければ若年者の入職促進に支障ある。

6. 女性労働者の活躍について

各現場の環境整備・改善がなされているとは思えない

7. キャリア形成、他の助成金制度について

申請書類は、類似する資料が多く、簡素化できないか。また、退職勧奨を含めた会社都合退職企業へも緩和できないか。

8. 第8次雇用改善計画の継続案件

- (1) 雇用関係の明確化について、雇入通知書の交付等改善されたか。また、日雇労働者等の建設労働者に対して、元請事業主による下請事業主に対する指導及び援助促進とあるが、具体的な援助とは何か。
- (2) 一人親方への対応について、現状把握に基づき効率的な対応を図るとあるが、具体的な取組みは何か。